

短期入所・生活支援ショートステイ生活介護運営規程

リバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）

リバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人青樹会が開設するリバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）（以下「当施設」という。）が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当施設は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 リバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）の従業員は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立って指定短期入所生活介護を提供する。

- 2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 リバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）
- （2）開設年月日 平成24年3月23日
- （3）所在地 大分市大字曲字箕久保320番
- （4）電話番号 097-504-7666 FAX番号 097-568-0633
- （5）管理者 山中 清
- （6）介護保険指定番号 4470107329

(従業者の職種、員数、)

第5条 従業者の職種、員数は次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

1、管理者	1人
2、医師	1人以上
3、生活相談員	1人以上
4、介護職員（看護職員含む）	常勤換算方法で6.7人以上
5、機能訓練指導員	1人以上
6、栄養士又は管理栄養士	1人以上
7、介護支援専門員	1人以上
8、事務員	1人以上
9、その他職員	1人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人福祉施設に携わる従業員の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の短期入所生活介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所生活介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者及びその家族から相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) 機能訓練指導員は利用者の心身の機能の維持向上の訓練実施に際し指導を行う
- (7) 栄養士又は管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査等及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所生活介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、財務、人事、庶務等事務全般の処理を行う。
- (10) その他職員は、各担当業務に応じて、洗濯業務、当直業務、送迎業務、営繕業務を行う。

(利用者定員)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、合計で20人とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次の通りとする。

利用者の心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、介護及び機能訓練その他必要なサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合の額とする。

2、利用者が日常的に使用する下記の項目については、利用者の同意を得て別途実費を申し受ける。

- ① 食事の提供に要する費用 (別表のとおり)
- ② 滞在に要する費用 (別表のとおり)
- ③ 日常生活品費の実費
- ④ 教養娯楽材料費の実費
- ⑤ 理美容代の実費
- ⑥ 私物の洗濯代実費
- ⑦ 入所者が選定する特別な食事の費用実費
- ⑧ 本人の希望による遠方の病院受診等に関する送迎料金実費 (燃料費)
- ⑨ 貴重品の預り金
- ⑩ 持ち込みの電気製品にかかる費用 (電気代)
- ⑪ 複写物 (コピー代) 1枚につき 白黒：10円、カラー：20円
- ⑫ テレビレンタル費用 1日につき 200円

(通常の送迎の実施範囲)

第10条 大分市内範囲の送迎を行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 短期入所生活介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、午前10時00分から午後5時00分までとする。
- ・ 消灯時間は、午後9時00分とする。
- ・ 飲酒・喫煙は施設が提供する場合以外は原則としてできないこととし、喫煙は原則禁止する。
- ・ 火気の取扱は、管理者の指示に従うものとする。
- ・ 設備・備品の利用は、大切に、管理者の認める範囲とする。
- ・ 宗教活動は、自己の宗教活動に限るものとする。
- ・ ペットの持込みは、できないものとする。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時の対応方法)

第12条 利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかに連絡する。また当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って下記の協力病院等の機関を紹介する。

協力病院

・名称、住所	・くぼた高江クリニック（内科）	大分市高江南3丁目1-1 097-554-3230
	・ハートクリニック（内科）	大分市光吉台17-280 097-568-5446
	・リバーサイド病院（精神科、神経科）	大分市宮崎6-3 097-568-7991
	・だいかく病院（総合内科、循環器内科、整形外科）	大分市下郡山の手2番18号 097-569-8860

協力歯科医院（訪問歯科）

・名称、住所	・訪問歯科 悠愛	大分市寺崎町1丁目2-29 097-558-8301
--------	----------	-------------------------------

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業務者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の隊行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 1 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）
 - 2 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回
 - 3 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第14条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人青樹会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金をもとめるものとする。

(苦情の処理)

第20条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第21条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設内に虐待防止委員会を設置し、常時その防止に努める。

また、虐待防止委員会の委員長をその責任者とする。

虐待防止責任者 山中 清

(2)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、大分市長寿福祉課に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人青樹会介護老人福祉施設リバーサイド桃花苑の理事会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成24年 3月23日より施行する。

平成27年 4月16日改正

平成29年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

平成30年 5月 1日改正

令和 元年 9月 1日改正

令和 元年11月 1日改正

令和 2年 2月 1日改正

令和 2年 6月 1日改正

令和 2年 8月 1日改正

令和 2年11月30日改正

令和 3年 8月 1日改正

令和 3年12月 1日改正

令和 4年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 5年11月13日改正

リバーサイド桃花苑ショートステイサービス（ユニット型）

第9条関係（別表）

料 金 の 種 類	金 額
食事の提供に要する費用	朝食400円 昼食455円 夕食590円 ※特別食としてソフト食（主食のみ）希望する場合は、 1日につき90円加算
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者 日額300円以内 第2段階認定者 日額600円以内 第3段階認定者① 日額1,000円以内 第3段階認定者② 日額1,300円以内
滞在に要する費用	個室 2,006円/日
滞在に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者 820円/日 第2段階認定者 820円/日 第3段階認定者 1,310円/日